

薬害イレッサ東京地裁和解所見・勧告要旨

1 裁判所は、本件事案の内容にかんがみ、本件紛争を早期に公平かつ全面的に解決するには、和解によるのが望ましいものと考え、和解勧告を行なう。

関係当事者が、裁判所の意のあるところを十分理解されて、速やかに和解による解決に向けて真摯かつ積極的な努力を尽くされることを切望する。

2 被告会社は、緊急安全性情報が発出された平成14年10月15日までにイレッサを投与され、その副作用として間質性肺炎を発症した患者らの救済を図るべき責任がある。

被告国は、緊急安全性情報が発出された平成14年10月15日までにイレッサを投与され、その副作用として間質性肺炎を発症した患者らの救済を図るべき責任がある。

3 被告らは、イレッサによる間質性肺炎について緊急安全性情報が発出される前にイレッサの投与を受け、その副作用として間質性肺炎を発症し、死亡した患者らの救済を図るべき地位にある者として、真摯かつ積極的に本件和解に臨み、上記の患者らを早期に公平かつ全面的に救済するとともに、本件のような医薬品による深刻な損害を二度と発生させないように努力を重ねることを、強く望む次第である。

4 裁判所は、和解協議の促進に資するために、和解の枠組みによる原告らの救済を実現することを提案する。和解の枠組みについては、統一的解決を図る見地から、同種訴訟が係属する大阪地方裁判所第12民事部と協議した。

【和解の枠組み】

(1) 被告らは、平成14年10月15日までにイレッサの投与を受けた結果、イレッサの副作用として重篤な間質性肺炎を発症した患者又はイレッサの副作用として重篤な間質性肺炎を発症し、若しくは増悪させ、イレッサの治療関連死として死亡した患者である原告らに対して、和解金を支払う。

(2) 被告らは、平成14年10月15日以降にイレッサの投与を受けた結果、イレッサの副作用として重篤な間質性肺炎を発症した患者又はイレッサの副作用として重篤な間質性肺炎を発症し、イレッサの治療関連死として死亡した患者の家族である原告に対しては、本件訴訟上の紛争の解決を図る見地から、同原告と誠実に協議する。

※ 勧告及び所見そのものは、裁判所より非公開とされたため、弁護団が最小限の要旨をまとめたものである。